

国指定文化財の指定等について

1 国重要無形文化財の保持者の追加認定

国の文化審議会（会長：佐藤 信）は、令和4年7月22日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、神奈川県在住の重要無形文化財「能シテ方」の保持者の追加認定するよう文部科学大臣に対して答申しました。

また、本答申について、文部科学省は、令和4年10月31日（月曜日）付け官報において、神奈川県在住の重要無形文化財「能シテ方」の保持者の追加認定する旨の告示を行いました。

この告示により、本県の国重要無形文化財の保持者は2名となります。

[令和4年10月31日官報告示]

重要無形文化財 能シテ方 大坪 近司（芸名 大坪 喜美雄）

1 保持者

氏名 おおつぼ きんじ 大坪 近司（芸名 おおつぼ きみお 大坪 喜美雄）
 年齢 満 75 歳
 住所 神奈川県横浜市

2 保持者の特徴

同人は、伝統的なシテ方宝生流の技法を高度に体現し、地謡や後見での力量も含め評価が高く、現在の宝生流を代表する能楽師の一人として重要な位置を占めている。また、後進の指導・育成にも尽力している。

3 保持者の概要

同人は、昭和34年に宝生英雄（後の十八世宝生宗家）に師事し、翌35年には「鞍馬天狗」の子方（花見）で初舞台を踏んだ。昭和39年にシテ方宝生流大坪十喜雄の養嗣子となり、当時の宝生宗家十七世宝生九郎にも師事して更なる研鑽を積む。昭和46年「胡蝶」で初シテを務め、その後も同51年に「石橋」、同57年に「道成寺」を抜くなど、着実に芸歴を重ねた同人は、古稀以降も平成29年「鸚鵡小町」、令和元年「卒都婆小町」など流儀の重要曲を多く務め、現在に至っている。

能シテ方五流の中でも、宝生流は特に滋味深く繊細な謡を特徴とする。こうした宝生流の伝統的技法を高度に体現し、かつ端正な舞とともに各曲の曲趣を的確に表現する同人の舞台は高い評価を得ている。また同人は自主公演「大坪喜美雄の会」を開催するなど意欲的な活動を継続するほか、これまで長年にわたり後進の育成にも尽力している。

以上のように、同人は、能シテ方の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現している。

2 国選定保存技術の保持者の追加認定

国の文化審議会（会長：佐藤 信）は、令和4年7月22日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、神奈川県在住の選定保存技術「甲冑修理」の保持者の追加認定するよう文部科学大臣に対して答申しました。

また、本答申について、文部科学省は、令和4年10月31日（月曜日）付け官報において、神奈川県在住の選定保存技術「甲冑修理」の保持者の追加認定する旨の告示を行いました。

この告示により、本県の国選定保存技術については、県内初の認定となり、保持者は1名となります。

[令和4年10月31日官報告示]

選定保存技術 甲冑修理 西岡 文夫

1 保持者

氏名 西岡 文夫
年齢 満69歳
住所 神奈川県横浜市

2 保持者の特徴

同人の甲冑修理は、平安・鎌倉期の^{おおよろい}大鎧から^{とうせいぐそく}当世具足など中近世以降に至る幅広い時代の甲冑について、安定した技術と確かな見識の下に、適切な保存処置を施すことにおいて、高い評価を得ている。

3 保持者の概要

同人は、昭和53年より甲冑製作を独学で始めた。昭和56年、甲冑師森田朝二郎氏に師事し、甲冑製作、修理に従事し、同技術を体得した。

同人は、平安・鎌倉期に用いられた比較的単純な構造の大鎧から、^{とうせいぐそく}当世具足など中近世以降の立体的かつ複雑な構造の甲冑に至る、幅広い時代の甲冑について、修理や復元模造の豊富な経験を積んでいる。甲冑を構成している金具や^{こざね}小札、^{くさずり}草摺等、各部の復元模造や修理に必要な金工や皮革工、漆工等の多岐にわたる工芸技術を修め、多様な材料や材質に応じた適切な修理や構造の補正等において、数多くの実績を有している。

同人は、修理事業及び模造事業を通じて、後継者育成にも積極的に尽力し、日本甲冑文化の保存と継承に大きく貢献している。

3 国登録有形文化財（建造物）の新規登録

文部科学省は、令和4年10月31日（月曜日）付け官報において、「本覚寺本堂」（鎌倉市）ほか10件（計4箇所）を登録有形文化財（建造物）に登録する旨の告示を行いました。

この告示により、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で303件（157箇所）になります。

[令和4年10月31日官報告示]

本覚寺本堂、本覚寺客殿、本覚寺庫裡、本覚寺分骨堂、本覚寺鐘楼、本覚寺手水舎、本覚寺楼門、
本覚寺大門

所在地 鎌倉市小町

所有者 宗教法人 本覚寺

建築年代 本堂：大正 12 年

客殿：昭和 5 年

庫裏：昭和前期

分骨堂：昭和 5 年

鐘楼：昭和 6 年

手水舎：昭和前期

楼門：安政 2 年（1855）／明治 9 年移築・平成 25 年改修

大門：昭和前期

数量 8 件（1 箇所）

特徴等 若宮大路の東に位置する日蓮宗寺院。

本堂は、境内中央西寄りに東面し、桁行七間、梁間七間、入母屋造^{いりもやづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}で、正面^{のきから}に軒唐破風^{はふ}の向拝^{こうはい}を付す。日蓮宗の伝統的平面ながら、小屋組はトラスとして軽量化を図る。関東大震災を乗り越えた十代伊藤平左衛門^{いとうへいざえもん}による本堂。

客殿は本堂の南東に北面する。入母屋造^{いりもやづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}の東西棟で、北面東寄りに入母屋造^{いりもやづくり}妻入^{つまいり}の式台^{しきだい}玄関^{げんかん}を付し、銅板葺^{どうばんぶき}の庇^{ひさし}を三方に巡らす。内部は十畳の座敷を三室並べ、西側を上座敷として床構えを設ける。関東大震災後の再建で、伽藍^{がらん}中枢の景観をつくる広大な客殿。

庫裏は、客殿の東に北面する。切妻造^{きりづまづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}の東西棟で、北面西寄りに入母屋造^{いりもやづくり}妻入^{つまいり}の玄関^{げんかん}を付す。内部は四室を田の字に配し、南西間を床付き座敷とし、南西面^{かねお}に廊下^{かど}が廻る。関東大震災後の再建で、床下や軸部に古材を転用し、伽藍^{がらん}復興の様相を伝える。

分骨堂は、本堂の北に東面し、日蓮上人^{にちれんしょうにん}の分骨^{ぶんこつ}を納める^{びようどう}廟堂^{ぼうどう}。桁行一間、梁間一間の身舎^{みよ}に裳階^{もこし}を付し、屋根は宝形造^{ほうぎょう}棧瓦葺^{さんがわらぶき}。内部は身舎内の須弥壇^{しゆみだん}は彩色塗装で荘厳し、後方壇に分骨^{ぶんこつ}を納める多宝小塔^{たほうしょうとう}を安置。関東大震災後の再建で、伽藍^{がらん}中枢に雄大な景観を形成する。

鐘楼は、本堂の北東に位置する。桁行一間、梁間一間、入母屋造^{いりもやづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}で石積基壇上に建つ。四隅の円柱を腰貫^{こしぬき}、飛貫^{ひぬき}、虹梁型頭貫^{こうりょうがたかしらぬき}で固め、上部は干支透彫欄間^{えとすかしぼりらんま}で飾る。組物は出組で軒^{のき}は二軒繁垂木^{ふたのきしげたるき}。関東大震災後の再建で、寺院の歴史的景観をつくる装飾豊富な鐘楼。

手水舎は、本堂の東に位置する。桁行一間、梁間一間、切妻造^{きりづまづくり}銅板葺^{どうばんぶき}。四隅に几帳面取角柱^{きちょうめんとりかくぼしら}を建て虹梁型頭貫^{こうりょうがたかしらぬき}を渡し、猿^{ぼく}、唐獅子彫刻^{からじし}の木鼻^{きばな}を架ける。柱上は枳肘木^{わくひじき}を載せて虹梁^{こうりょう}を架け、欄間^{らんま}を龍や鳳凰^{ほうおう}の彫刻で飾る。小規模ながら質の高い彫刻で華やかに飾る手水舎。

楼門は、夷堂橋西詰^{えびすどうばし}にある伽藍^{がらん}東辺の門。桁行三間、梁間二間、入母屋造^{いりもやづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}で二軒繁垂木^{ふたのきしげたるき}、組物の^{くみもの}でみつと中備^{なかぞなえ}は間斗東^{けんとうか}とする。下層両脇間に金剛力士像を安置する。上層は一室の板敷、鏡天井^{かがみてんじょう}とする。寺院の主要な表構えをつくり、滑川^{なめりがわ}沿いの歴史的景観を形成する。

大門は、本堂北の小路に開く門。一間一戸の高麗門で門扉を省略する。切妻造^{きりづまづくり}棧瓦葺^{さんがわらぶき}、両側面に袖壁^{そでかべ}を付す。軸部は円柱の親柱を立てて内法^{はり}に梁を渡し、二段の絵様肘木^{えようひじき}で丸桁^{がぎょう}を支持する。袖壁は腰を板壁^{こしぬき}、腰貫上を縦格子窓。境内北辺を画し、寺院の風格を示す木太い門。

基準 本堂：登録有形文化財登録基準 2 号該当（造形の規範となっているもの）

客殿他 6 件：登録有形文化財登録基準 1 号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）

おだわらじゆく こうりゆうかん きゅうかどきちてんぽ
小田原宿なりわい交流館（旧角吉店舗）

所在地 小田原市本町^{ほんちょう}

所有者 小田原市

建築年代 昭和7年／平成13年改修

数量 1件（1箇所）

特徴等 小田原宿中心部にある旧漁網店^{ぎよもうてん}の店舗。かつては魚市場が隣接。二階建、切妻造^{きりづまづくり}棧瓦葺^{きがわらぶき}、外壁^{したみいたばり}下見板張^{げや}、正面ガラス戸の下屋^{でごうし}を設け、二階正面は出格子とし、二段の出桁造^{だしげたづくり}とする。一階は土間と十五畳のミセ、二階は漁具の作業場とした。水産業の歴史的景観を伝える。

基準 登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）

きゅうほんだけじゅうたくおもや
旧本多家住宅主屋

所在地 逗子市山の根

所有者 株式会社久米設計

建築年代 昭和13年

数量 1件（1箇所）

特徴等 逗子駅近くの山裾に建つ洋風住宅。外観はモルタル仕上大壁で、開口部廻りに擬石^{ぎせき}をあしらひ、バルコニー腰壁にメダリオンを飾る。正面西にポーチと玄関、東に吹抜の居間を配す。久米^{くめ}権九郎^{ごんくろう}の設計で、束ね式の小柱と横架材を用いた独自の耐震木骨構造による。

基準 登録有形文化財登録基準3号該当（再現することが容易でないもの）

きゅうあだちけべつていおもや
旧足立家別邸主屋

所在地 三浦郡葉山町堀内^{ほりうち}

所有者 個人

建築年代 昭和8年／令和2年改修

数量 1件（1箇所）

特徴等 葉山町西部の山裾に位置する実業家の別邸で、設計は佐藤功一。二階建、切妻造^{きりづまづくり}棧瓦葺^{きがわらぶき}で南面し、外壁はハーフティンバー。内部は中廊下を通して和洋の部屋を巧みに配し、内外装材には王子製紙製繊維板のトマテックスを多用する。佐藤功一の作品としても貴重な住宅。

基準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）